

## 大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルスの影響を受けながらも販路開拓や業務効率化等に取り組む県内の中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く。以下「中小企業者」という。）を支援するため、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業実施要領（令和2年5月22日商観労企第256号。以下「実施要領」という。）に基づき、中小企業者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、経費及び補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 経営計画書及び事業計画書（第2号様式の1または第2号様式の2）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 感染症に対する事業継続計画（BCP）及びチェックシート（第4号様式）
- (4) 見積書等支出（経費）の根拠を証する書類
- (5) 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は知事の承認を

受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (12) その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 規則第9条の規定による状況報告は、知事が事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書（第9号様式）によるものとし、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは現地調査を行うことができる。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、知事が、必要と認めた場合

は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第12号様式)
- (2) 収支精算書(第13号様式)
- (3) 契約書又は見積書の写し(遂行状況報告書に添付済みのものを除く。)
- (4) 完成写真
- (5) 検査調書の写し
- (6) 領収書又は請求書の写し
- (7) 財産管理台帳の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度予算事業に係る大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金から適用する。

別 表

(1) 大分県災害時等中小企業者持続化支援事業<一般型>

事業実施主体	<p>(1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く）であること。</p> <p>(2) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた経営計画及び感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定していること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症による直接的な影響（従業員等の罹患）または間接的な影響（売上減少）を受けていること。</p> <p>(4) 本事業で、県が助成する他の制度（補助金・委託等）及び国の補助金等の採択・交付を受け補助事業を実施していないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助対象となる経費は、次の（1）から（3）の条件をすべて満たすもので、別紙に掲げるものとする。</p> <p>(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>(2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費</p> <p>(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費</p>
補助率	2 / 3 以内（交付決定額の上限は、1 事業者あたり 50 万円とする。）

(2) 大分県災害時等中小企業者持続化支援事業<コロナ特別対応型>

事業実施主体	<p>(1) 県内に主たる事務所を有する中小企業者（国の小規模事業者持続化補助金の対象となる小規模事業者を除く）であること。</p> <p>(2) 本事業への応募の前提として、持続的な経営に向けた経営計画及び感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定していること。</p> <p>(3) 補助対象経費の 1 / 6 以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資を行う中小企業者であること。</p> <p>ア サプライチェーンの毀損への対応</p> <p>イ 非対面型ビジネスモデルへの転換</p> <p>ウ テレワーク環境の整備</p> <p>(4) 本事業で、県が助成する他の制度（補助金・委託等）及び国の補助金等の採択・交付を受け補助事業を実施していないこと。</p>
補助対象経費	<p>補助対象となる経費は、次の（1）から（3）の条件をすべて満たすもので、別紙に掲げるものとする。</p> <p>(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>(2) 交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるための具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）を行うために不可欠な経費で、令和 2 年 2 月 18 日以降に発生した経費に限り、写真や書類等による確認が可能で、適正と認められる場合には、本補助金の対象と認めることができる。</p> <p>(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費</p>
補助率	2 / 3 以内（交付決定額の上限は、1 事業者あたり 100 万円とする。）

(別紙)

支出（経費区分）	内容
1. 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
2. 広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
3. 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4. 旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費
5. 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6. 資料購入費	事業遂行に必要な不可欠な図書等を購入するために支払われる経費
7. 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費
8. 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
9. 専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
10. 専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
11. 設備処分費	販路開拓の取組を行うための作業スペースを拡大する等の目的で、当該事業者自身が所有する死蔵の設備機器等を廃棄・処分する、または借りていた設備機器等を返却する際に修理・原状回復するのに必要な経費
12. 委託費	上記1. から11. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）
13. 外注費	上記1. から12. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。）

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

郵便番号  
住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり大分県災害時等中小企業者持続化支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 年 月 日（最長で令和3年3月31日まで）

3 添付書類

- (1) 経営計画書及び事業計画書（第2号様式の1または第2号様式の2）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 感染症に対する事業継続計画（BCP）及びチェックシート（第4号様式）
- (4) 見積書等支出（経費）の根拠を証する書類
- (5) 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第2号様式の1（第3条関係）

経営計画書及び事業計画書（一般型）

<申請者の概要>

（フリガナ） 名称														
法人番号（13桁）※1														
自社ホームページのURL （ホームページが無い場合は「なし」と記載）														
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択してください】 ①（ ） 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） ②（ ） 卸売業 ③（ ） サービス業 ④（ ） 小売業												
常時使用する 従業員数		人												
資本金額 （会社以外は記載不要）		万 円		設立年月日（西暦） ※2			年 月 日							
直近1期（1年間） の売上高（円）※3		円		直近1期（1年間） の 売上総利益（円） ※4			円							
連絡 担 当 者	（フリガナ） 氏名				役職									
	住所	（〒 - ）												
	電話番号				携帯電話番号									
	FAX番号				E-mailアドレス									
消費税の適用に関する事項		【以下のいずれか一つを選択してください】 ①（ ） 課税事業者 ②（ ） 免税事業者 ③（ ） 簡易課税事業者  *消費税の適用区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。												

（大分県商工観光労働企画課からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX番号・E-mailアドレスも極力記入してください。）

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載してください。

※3 「直近1期（1年間）の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合： 「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額

※4 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。

・法人の場合：「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額

<注（※3、※4共通）>

①設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載してください（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載してください。

<p><b>&lt;すべての事業者が対象&gt;</b> 補助対象事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業か否か。</p>		<input type="checkbox"/> 該当する (該当する場合は応募できません)	<input type="checkbox"/> 該当しない
<p><b>&lt;すべての事業者が対象&gt;</b> 本事業が、県が助成する他の制度（補助金・委託等）及び国の補助金等の採択・交付を受けた補助事業か否か。</p>		<input type="checkbox"/> 該当する (該当する場合は応募できません)	<input type="checkbox"/> 該当しない
<p><b>&lt;すべての事業者が対象&gt;</b> 以下のどちらの要件に該当するか。</p>			
対象要件	該当者チェック	内容	
新型コロナウイルス感染症による経営上の影響			
①直接的な影響（従業員等の罹患）	<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症への役員・従業員の罹患による、同感染症による直接的な影響を受けていること。「病院等からの診断書」の写し、および自社に在籍していることを証する書類（労働者名簿の写し、賃金台帳の写し）を添付。	
②間接的な影響（売上減少）	<input type="checkbox"/>	<p>新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10%以上の売上減少が生じていること。地方自治体が発行する売上減少証明書を添付（セーフティネット保証4号、危機関連保証に関して地方自治体から売上減の認定を受けている場合は、同認定書（コピー可）で代用可）。その他、「新型コロナウイルス感染症の影響で売上が10%以上減少」したことが分かる政府機関（地方自治体を含む）発行の証明書・認定書を添付（コピー可）。</p> <p>※2020年2月～2021年1月までの任意の1ヵ月と、前年同月を比較。なお、創業1年未満のため前年同月との比較ができない場合は、創業後申請する月の前月までの間の任意の連続する3ヵ月間の月平均売上高と当該期間の最終月または当該期間以降の任意の1ヵ月の売上高との比較により対応いただけます。</p>	



## 経営計画書（一般型）

1. 企業概要

2. 顧客ニーズと市場の動向

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

4. 経営方針・目標と今後のプラン

## 事業計画書（一般型）

### 1. 補助事業の内容

1. 補助事業で行う事業名【必須記入】(30文字以内で記入すること)
2. 販路開拓等（生産性向上）の取組内容【必須記入】(販路開拓等の取組内容を記入すること)
3. 業務効率化（生産性向上）の取組内容【任意記入】
4. 補助事業の効果【必須記入】 * 販路開拓等の取組や業務効率化の取組を通じて、どのように生産性向上につながるのかを必ず説明してください。

## 2. 経費明細表

### 経費明細表

(単位：円)

経費区分	事業内容・日程	経費内訳	補助対象経費 (税抜・税込)
(1) 補助対象経費合計			
(2) 補助金交付申請額			(1) × 補助率 2/3 以内 (千円未満切捨て) ※50万円を上限とする。

※経費区分には、別紙補助対象経費「1. 機械装置等費」から「13. 外注費」までの各費目を記入すること。

※経費内訳欄には、算定基礎の根拠 (単価×回数等) を詳細に記入すること。

※補助事業の支出金額については、見積書等を取得して金額を確認すること。

※以下の一定金額については、設計書又は見積書により積算内容が確認できる書類を添付すること。積算根拠が見積書のみの場合は、複数の見積書を添付することとし、そのうち一つは、本県の入札参加資格又は国あるいは本県以外の地方公共団体の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書とすること (一定金額とは、工事請負費250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、その他100万円以上)。

第2号様式の2（第3条関係）

経営計画書及び事業計画書（コロナ特別対応型）

<申請者の概要>

（フリガナ） 名称														
法人番号（13桁） ※1														
自社ホームページのURL （ホームページが無い場合は「なし」と記載）														
主たる業種		<p>【以下のいずれか一つを選択してください】</p> <p>①（ ） 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）</p> <p>②（ ） 卸売業</p> <p>③（ ） サービス業</p> <p>④（ ） 小売業</p>												
常時使用する 従業員数		人												
資本金額 （会社以外は記載不要）		万 円		設立年月日（西暦） ※2			年 月 日							
連絡 担 当 者	（フリガナ） 氏名	役職												
	住所	（〒 - ）												
	電話番号	携帯電話番号												
	FAX 番号	E-mail アドレス												
消費税の適用に関する事項		<p>【以下のいずれか一つを選択してください】</p> <p>①（ ） 課税事業者</p> <p>②（ ） 免税事業者</p> <p>③（ ） 簡易課税事業者</p> <p>* 消費税の適用区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。</p>												

（大分県商工観光労働企画課からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入してください。）

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー（個人番号（12桁））は記載しないでください。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載してください。

<p><b>&lt;全ての事業者が対象&gt;</b></p> <p>補助対象事業として取り組むものが、「射幸心をそそるおそれがある、または公序良俗を害するおそれがある」事業か否か。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は応募できません）	<input type="checkbox"/> 該当しない
<p><b>&lt;すべての事業者が対象&gt;</b></p> <p>本事業が、県が助成する他の制度（補助金・委託等）及び国の補助金等の採択・交付を受けた補助事業か否か。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する （該当する場合は応募できません）	<input type="checkbox"/> 該当しない

## 経営計画書（コロナ特別対応型）

1. 企業概要

2. 顧客ニーズと市場の動向

3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

4. 経営方針・目標と今後のプラン

## 事業計画書（コロナ特別対応型）

### 1. 補助事業の内容

1. 新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための投資の種類（該当する類型を、一つ以上選択）

- A：サプライチェーンの毀損への対応
- B：非対面型ビジネスモデルへの転換
- C：テレワーク環境の整備

2. 新型コロナウイルス感染症による影響（売上減少等の状況について記載ください）

3. 今回の申請計画で取り組む内容

【事業名：30文字以内で記載】

【計画内容】（上記1～3を踏まえて、販路開拓等の取組（A、BまたはCに関する取組を含む）を記載ください）

4. 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための取組の中で、本補助金が経営上にもたらす効果

## 2. 経費明細表

### 支出経費の明細等

(単位：円)

経費区分	事業内容・日程	経費内訳	補助対象経費 (税抜・税込)	補助対象経費のうち新型コロナウイルス関連投資額※
<b>(1) 補助対象経費合計</b>			①	②
<b>(2) 補助金交付申請額</b> (1) × 補助率 2/3 以内 (千円未満切捨て) ※100万円を上限とする。				
<b>(3) 新型コロナウイルス関連投資の割合 (%)</b> (②/①) × 100% ≥ 1/6 (16.7%)				*小数点第2位を四捨五入

※経費区分には、別紙補助対象経費「1. 機械装置等費」から「13. 外注費」までの各費目を記入すること。

※経費内訳欄には、算定基礎の根拠 (単価×回数等) を詳細に記入すること。

※補助対象経費の1/6以上が、「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」に関する投資であることが必要。

※補助事業の支出金額については、見積書等を取得して金額を確認すること。

※以下の一定金額については、設計書又は見積書により積算内容が確認できる書類を添付すること。積算根拠が見積書のみの場合は、複数の見積書を添付することとし、そのうち一つは、本県の入札参加資格又は国あるいは本県以外の地方公共団体の入札参加資格を取得している事業者が作成した見積書とすること (一定金額とは、工事請負費250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、その他100万円以上)。

第3号様式（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収 入

項目	予 算 額	備 考
県費補助金 自己資金 借入金 その他	円	
計		

※県費補助金は、補助事業が終了してからの精算となるので、その間の資金調達方法について、備考欄に記入すること。

※借入金があるときは、その調達先を備考欄に記入すること。

2 支 出

項目（経費区分）	予 算 額	備 考
	円	
計		

※経費区分には、別紙補助対象経費「1. 機械装置等費」から「13. 外注費」までの各費目を記入すること。



## 感染症に対する事業継続計画(BCP)チェックシート

		項目	チェック欄
1 新型コロナウイルス対策体制の検討・確立	(1)危機管理時意思決定方法	経営責任者が率先して、危機管理・労務・人事・財務・広報などの責任者と意思決定方法が確立されているか。	
		意思決定者の発症等に備えて、代替意思決定体制を確立しているか。	
		分散した事業所がある場合には、本社と連携可能な別組織の設置を検討しているか。	
		感染防止策について、産業医や近隣の医療機関、管轄の保健所など活用して、助言を依頼する体制を検討しているか。	
	(2)情報収集と共有体制の整備	国内外の新型コロナウイルスの発生情報や公共サービスに関する情報を、国(厚生労働省、外務省等)、県、市町村、WHOなどから入手しているか。	
		海外進出事業者については、上記に加え、在外公館、現地保健部局等からの情報収集体制を整備しているか。	
		日々の従業員の発症状況を確認する体制が構築されているか。	
(3)サプライチェーンの確保	従業員に対して、感染防止策を徹底するとともに、新型コロナウイルス発生に対する正しい行動についての普及啓発を行い、感染リスクの低減方法を理解・納得させているか。		
2 従業員や訪問者、利用客等を守る感染防止策の検討・実施	(1)予防対策の徹底	従業員に感染予防策(体温の測定と記録、発熱などの症状がある場合の責任者への連絡と自宅待機や出勤免除(テレワークの指示を含む)、37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合は、責任者に連絡の上、保健所に問い合わせ)を検討しているか。	
		在宅勤務(テレワーク)や時差出勤、自転車通勤等の積極的な活用、出張等による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を検討しているか。	
		事業者の業態に応じた感染予防策(職員同士の距離確保、事業場の換気励行、不特定多数が集まる場所ではマスクを着用し、適切な距離を保つなど)を検討しているか。 ※令和2年5月14日(木)の第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議で要請され、作成された19業種81件の「業種別ガイドライン」などを参照	
	(2)患者発生時の患者、濃厚接触者への対応	手洗いなどの感染予防策(出勤時やトイレ使用後等の手指の消毒、マスクの着用と咳エチケットの徹底、人がよく触れる場所の拭き取り清掃)を検討しているか。	
		患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知できるよう検討しているか。	
		保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受け、濃厚接触と確定された従業員は、14日間出勤停止し、健康観察を実施できるよう検討しているか。	
	(3)施設設備等の消毒の実施	濃厚接触者と確定された従業員が発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検できるよう検討しているか。	
		保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域の消毒を実施することができるよう検討しているか。	

		項目	チェック欄
3 新型コロナウイルス発生における事業継続の検討・計画作成	(1)事業継続方針の検討 ※A～Cのどれか一番当てはまるものにチェックください	(A)最低限の国民生活の維持のため、社会機能の維持に関わる事業者においては、その社会的に求められる機能を維持するための事業継続が検討されているか。	
		(B)不特定多数が集まる場や機会を提供しており、自粛が要請されている事業者においては、自粛要請や利用客等の減少を前提として、事業計画方針が検討されているか。また、自主的な判断で事業継続する場合は、必要な感染拡大防止策が講じられているか。	
		(C)その他一般の事業者においては、感染拡大防止や社会状況の変化に伴い事業が制約を受けることが想定されるため、当該事業者にとっての重要業務を特定し、重要業務の継続に人的・物的資源を集中し、その他の業務を縮小・休止することが検討されているか。	
	(2)重要業務の特定と重要な要素・資源の確保	多くの従業員が出勤困難又は不可能となった場合に対する代替策や人員計画案を検討しているか。	
		重要業務を継続するために、その継続に不可欠な取引事業者を洗い出して、感染症災害発生時の事業継続について検討されているか。	
		新型コロナウイルス発生により事業縮小等する場合、法律上の問題が発生しないか確認しているか。	

(注) 提出する事業継続計画(BCP)もしくはそれに類する書面について、上記の各項目に対応する記述・対応等の記載があるかどうか、チェックをしてください。

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により申請します。

記

1. 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業に係る  
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度  
大分県災害時等中小企業者持続化支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したい  
ので承認されるよう、大分県災害時中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条  
第1項第2号の規定により承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止の期間（又は廃止の期日）
3. 中止（廃止）後の措置

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度  
大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した  
ので、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第4条第1項第10  
号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の額の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 円
3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 金 円
4. 補助金返還相当額（3－2） 金 円
5. その他  
(1) 別紙を添付すること。  
(2) その他参考となる書類  
消費税確定申告書の写し及びその添付書類(補助金に係るもの)を添付すること。

(別紙)

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

殿

大分県知事

印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分  
県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに  
決定したので、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第5条の規定  
により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
  - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をす  
る場合は、変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）申請書（第6号様式）  
を知事に提出し、その承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場  
合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等  
の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の  
翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）  
は知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、  
貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等  
に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定め  
られている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を  
経過している場合はこの限りではないこと。
  - (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整理保管し、当該補助事業の完了後  
においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従  
って、その効率的な運用を図ること。
  - (7) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとする  
ときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財  
産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している  
場合はこの限りではないこと。
  - (8) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の

全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (9) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (10) 第3条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (11) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならないこと。
- (12) その他大分県補助金等交付規則、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業実施要領及び大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。
- (13) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
  - イ 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - ロ 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(備考)

要綱第4条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。



大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施状況（ 現在）  
（①当初計画の内容、②当初計画の実施状況、③直面した課題とその対応状況、  
の3点について記入）
- 2 事業経費の状況（ 現在）  
・支出内訳書（別紙）
- 3 本補助事業がもたらす効果等
- 4 本補助事業の推進にあたっての改善点、意見等

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度  
大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金 円を精算払（概算払）の  
方法により交付されるよう、大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱  
第9条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考
円	円	円	円	円	

(注) 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）  
\*以下の5項目（カタカナの名義含む）が記載された当該口座の預金通帳のペー  
ジのコピーを添付すること。

振込先金融機関名：  
支 店 名：  
預 金 の 種 別：  
口 座 番 号：  
預金の名義（カタカナ）：

第11号様式（第10条関係）

第 年 月 日  
号

大分県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者の役職・氏名 印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度  
大分県災害時等中小企業者持続化支援事業について、下記のとおり実施したので、大分県  
災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を  
関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の効果
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書（第12号様式）
  - (2) 収支精算書（第13号様式）
  - (3) 契約書又は見積書の写し（遂行状況報告書に添付済みのものを除く。）
  - (4) 完成写真
  - (5) 検査調書の写し
  - (6) 領収書又は請求書の写し
  - (7) 財産管理台帳の写し
  - (8) その他知事が必要と認める書類

第12号様式（第10条関係）

事業実績書

1 事業日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要した経費

(単位:円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

第13号様式（第10条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入

項目	精算額	予算額	増減	備考
県費補助金 自己資金 借入金 その他	円	円	円	
計				

2 支 出

項目（経費区分）	精算額	予算額	増減	備考
	円	円	円	
計				

※経費区分には、別紙補助対象経費「1. 機械装置等費」から「13. 外注費」までの各費目を記入すること。

殿

大分県知事

印

年度大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県災害時  
等中小企業者持続化支援事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け第 号  
による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に  
確定したので、大分県災害時中小企業者持続化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定  
により通知します。